

平成18年度 福島県相双保健福祉事務所出張講座のご案内

No.	講座名	内容	対象者	対象数	所要時間	年間最大開催回数	条件、備考
1	薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ」	覚せい剤やMDMAの乱用が増加しています。乱用によってもたらされる結末は…。	一般住民 小中高生	学年又は 全校生	45～60分	20回程度	教育庁主催の薬物乱用防止教室があるが、他に追加可
2	薬の正しい使い方	病院などで処方された薬や薬屋さんから買った薬の注意点。	一般住民	20名～	60～90分	10回程度	
3	新 献血のゆくえ	献血した血液はどのように役立っているのでしょうか。	高校生、 専門学校生 等	クラス、 学年又は 全校生	45～60分	5回程度	
4	結核ミニ講座	結核がなぜ今増えているのか、早期発見、治療などについて	一般住民 事業所 小中高生	10名～	10～60分	12回程度	
5	エイズ及び性感染防止対策の普及啓発	エイズ等の感染予防・検査、感染者・患者との共存などについて	一般住民 及びその 保護者	10名～	10～60分	12回程度	
6	感染症予防講座	“知って得する感染症予防”!! 子どもや高齢者に多い感染症の予防策の基礎知識を学ぼう	一般住民 集団施設 在宅サービス 事業所職員	10名～	60分	12回程度	
7	乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防	SIDS(乳幼児突然死症候群)とは? SIDSの予防について	保護者	10名～	60～90分	2回程度	
8	お口の健康講座	食事や会話を楽しむための口の健康について (対象や年齢に応じた内容で実施)	誰でも可	10名～	30～90分	20回程度	
9	新 歯周病予防講座	成人の約8割が歯周病!! 歯周病の原因とその予防について	高校生 事業所職員	10名～ 10名～	60～90分 30～90分	10回程度 10回程度	
10	住まいの衛生	アレルギーやシックハウスを防ぐ住まいのあり方、暮らし方	一般住民	10名～	約60分	合計 10回程度	
11	安全な水、おいしい水	飲料水について、一緒に考えてみましょう!	一般住民	10名～	約60分		
12	新 空気のはなし(電子かみしばい)	空気の大切さを考えよう。	4才以上	10名～	15～60分	5回程度	
13	家庭でできる食中毒予防	食中毒の予防は家庭から始めましょう!	一般住民	10名～	60～90分	5回	
14	動物との暮らしで必要な知識	犬、猫と楽しく暮らすために必要なルールがあります。	小中学生	10名～	60～90分	5回	
15	人と動物の病気	人の病気と動物の病気には意外な関係が…。	小中学生	10名～	60～90分	5回	
16	食品衛生教室	食中毒ってなーに? 家庭での食品衛生のルールを知ろう!	小学3年生以上	1学級～	約45分	数回	
17	たばこに関する健康講座	たばこの害や受動喫煙を防止するための正しい分煙の仕方についてお教えします。	一般住民 小・中・ 高校生	10名～	45～60分	10回程度	

※このメニュー以外にも希望があれば御相談に応じます。なお、母子保健(思春期保健を含む)業務については、町が実施していますので、母子保健に関する講座を希望する場合は、町の保健センター(保健担当課)にご相談ください。

■お問い合わせ先 相双保健福祉事務所 総務企画部 地域支援グループ ☎(0244)26-1326(直通)

平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されます。

◆**拡充の内容**
支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡充され、併せて、所得制限が引き上げられます。

◆**認定請求の手続きが必要となります。**
新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口(公務員の方は勤務先)で、認定請求の申請が必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいられる保護者の皆様

(平成8年4月2日生まれ
～平成9年4月1日生まれ)
これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

右記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様

(平成6年4月2日生まれ
～平成8年4月1日生まれ)
これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

○**これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様**
所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。
具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

	(単位:万円)	
扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
注2) 扶養親族の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

■詳しくは福祉環境グループへお問い合わせください。

防霜対策本部設置しました



農作物の凍霜害を未然に防ぐため、4月12日に役場内に防霜対策本部を設置しました。設置期間は5月31日までとし、その間、農家の皆さんや関係団体と連絡調整を図り、情報の収集・伝達、資材確保等に努めます。

■お問い合わせ先
役場建設課産業グループ
☎27-4163

総務省からのお知らせ
6月1日～10日までは「電波利用保護旬間」です。
クリーンな電波環境がICT社会を支えます。電波はみんなのものだから、ルールを守って正しく使いましょう。
電波の混信・妨害についてのお問い合わせは
総務省東北総合通信局
相談窓口 ☎022-221-0641まで

渡るの、向かい側のスペースが空いてから